

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定により、「一宮斎場整備運営事業」を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成21年2月25日

一宮市長 谷 一夫

1. 事業の概要

(1) 事業名称

一宮斎場整備運営事業

(2) 事業場所

一宮市奥町字六丁山24番地

(3) 事業期間

- ・設計・建設期間は、平成21年度から平成22年度までの2年間
(解体は、平成23年度前半)
- ・運営期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間

(4) 事業方式

BTO方式(本施設の設計・建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設の維持管理及び運営を行う方式)

2. 事業者選定までの経緯

- ・平成19年 6月26日：一宮斎場整備運営PFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催
- ・平成20年 7月31日：実施方針の公表
- ・平成20年 9月16日：特定事業の選定
- ・平成20年 9月16日：募集要項等の公表
- ・平成20年12月 1日：提案書の受付
- ・平成21年 2月 2日：審査委員会による最優秀提案等の決定
- ・平成21年 2月 2日：優先交渉権者等の決定、速報の公表

3. 優先交渉権者の決定

事業者選定基準(平成20年9月16日公表)に基づき、審査委員会が提案内容等の審査を行い、最優秀提案等を選定し(別紙参照)、市はその結果を踏まえ、東亜建設工業株式会社を代表企業とする応募者を優先交渉権者として、三菱UFJリース株式会社を代表企業

とする応募者を次点交渉権者として決定いたしました。

4. 提案価格

4, 595, 902, 960円（税抜）

5. 財政負担額の削減効果

本事業を、選定された提案に基づきPFI事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を、約26%（現在価値換算後）削減できることとなりました。